

平成29年7月10日

各位

株式会社 みちのく銀行

預金口座付番に係る特定個人情報等の利用目的の追加について

株式会社みちのく銀行は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項に基づき、
当行の「特定個人情報等の取扱いに係る利用目的」を以下のとおり変更（追加）いたします。

なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたします。

※利用目的⑨（下線部分）が追加となります

特定個人情報等の取扱いに係る利用目的

当行は、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に基づき、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます）を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、当行は、お客さまの特定個人情報等について法で認められた利用目的以外の目的のためには取得、利用もしくは第三者提供いたしません。

記

業務内容	番号法で定める個人番号関係事務
利用目的	① 金融商品取引に関する法定書類作成事務 ② 生命保険契約等に関する法定書類作成事務 ③ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務 ④ 信託取引に関する法定書類作成事務 ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 ⑥ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務 ⑦ 教育等資金非課税制度に関する法定書類作成事務 ⑧ その他法令に基づく法定書類作成事務 ⑨ <u>預金口座付番に関する事務</u>

以上